

議案第 57 号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年熊本県指令市町村第 23 号）の一部を次のとおり変更する。

平成 30 年 9 月 6 日提出

山都町長 梅田 穰

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年熊本県指令市町村第 23 号）の一部を次のように変更する。

第 7 条第 1 項中「32 人」を「45 人」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 広域連合議員は、構成市町村の長又は議会の議員により組織する。

第 8 条を次のように改める。

（広域連合議員の選挙の方法）

第 8 条 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において 1 人を選挙する。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第 118 条の例による。

第 9 条第 1 項中「2 年とする」を「当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による」に改め、同条第 2 項中「又は議員」を「又は議会の議員」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年2月13日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。
- 3 この規約の施行の際現に在職する広域連合議員及び次項の規定による選挙により当選した広域連合議員の任期は、変更後の規約第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月13日までとする。
- 4 施行日から平成31年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。

(提案理由)

広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第6条 [省略]</p> <p>(広域連合の議会の組織)</p> <p>第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>32人</u>とする。</p> <p>2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じて選出するものとする。</p> <p>(1) 市長 <u>8人</u></p> <p>(2) 町村長 <u>8人</u></p> <p>(3) 市議会議員 <u>8人</u></p> <p>(4) 町村議会議員 <u>8人</u></p> <p>(広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 広域連合議員の選挙に当っては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦がなければならない。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に掲げる者すべての市長をもって組織する団体又は構成する市の長の総数の12分の1以上の者</p> <p>(2) 前条第2項第2号に掲げる者すべての町村長をもって組織する団体又は構成する町村の長の総数の12分の1以上の者</p> <p>(3) 前条第2項第3号に掲げる者すべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成する市の議員定数の総数の12分の1以上の者</p>	<p>第1条～第6条 [省略]</p> <p>(広域連合の議会の組織)</p> <p>第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>45人</u>とする。</p> <p>2 広域連合議員は、構成市町村の長又は議会の議員により組織する。</p> <p>(1) ～ (4) は削る。</p> <p>(広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、構成市町村の議会において1人を選挙する。</p> <p>(1) ～ (4) は削る。</p>

(4) 前条第2項第4号に掲げる者すべての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成する町村の議員定数の総数の12分の1以上の

者

2 広域連合議員は、前条に規定する推薦があつた者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者には各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者には各町村議会において選挙するものとする。

3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

4 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、2年とする。

2 広域連合議員が構成市町村の長又は議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定の例により、速やかにこれを選挙しなければなら
ない。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。

[削る]

[削る]

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が構成市町村の長又は議会の議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定の例により、速やかにこれを選挙しなければなら
ない。

<p>4 <u>前項の広域連合議員に欠員が生じたときの選挙（以下「補欠選挙」という。）により当選した議員の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該欠員となった議員の残任期間とする。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠選挙は、欠員となった議員の残任期間が3箇月以内の場合に行わない。ただし、広域連合議員の数がその定数の3分の2に達しなくなつたときは、この限りでない。</u></p> <p>第10条～第18条 [省略]</p>	<p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>第10条～第18条 [省略]</p>
---	---

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の定数及び選出方法の改正について

1、改正の理由

- ・ 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の定数について、市長区分・町村長区分・市議会議員区分・町村議会議員区分から各8名の選出とし計32名となっているが、当該広域連合を構成しているのは45市町村であり、全ての構成市町村の住民の意見を制度に反映できるよう、各市町村から1名の選出とし、45名へ改正
- ・ 併せて、議員定数の変更に伴い、議員選出の方法について、構成市町村から1名（市町村長又は市町村議会議員）を、広域連合議会議員として選出する方法へと改正

2、改正の概要（まとめ）

	現 行	改 正 後（案）
議員定数	32名	45名（構成市町村から各1名）
構 成	市町村長又は市町村議員	市町村長又は市町村議員
選出方法	・ 4団体による団体推薦 ・ 個人推薦	各市町村議会で選挙
任 期	2年	市町村長又は市町村議員の任期